

船舶のトン数に関する証書交付規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 以下に掲げる船舶のトン数に関する証書の交付、書換え及び再交付
(以下「交付等」という。)
- ・ 責任トン数確認書
 - ・ 総トン数証書
 - ・ 載貨重量トン数証書
 - ・ 外国船舶トン数証書
 - ・ 運河トン数証書
- ② 手続根拠 : 船舶のトン数に関する証書交付規則第1条
- ③ 手続対象者 : 次に掲げる者であって、それぞれに定める証書等の交付等を希望する者
- (責任トン数確認書) : 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第17条の規定により申立てをしようとする者及び油濁損害賠償保障法第17条第1項の申請をしようとする者、又は同法第38条において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第17条の規定により申立てをしようとする者
- (総トン数証書) : 船舶法第5条第1項、小型船舶の登録等に関する法律第3条又は漁船法第10条第1項の規定による登録を要する船舶以外の日本船舶であって、船舶安全法第2条第1項の規定の適用のあるもの(バージ等)の所有者
- (載貨重量トン数証書
運河トン数証書) : 日本船舶の所有者
- (外国船舶トン数証書) : 外国船舶の所有者
- ※外国船舶トン数証書及び運河トン数証書の交付を受ける場合にあっては、測度明細書(トン数の算出根拠を記載したもの)の交付を受けることができます。(根拠:第3条第1項、手数料は別途必要。)
- ④ 提出時期 : 交付等を希望する証書等の種類により異なりますので、船舶の所在地を管轄する地方運輸局等にお問い合わせください。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を、船舶の所在地を管轄する地方運輸局等(本邦外にある日本船舶については、関東運輸局)へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 次に掲げる区分ごとに定める額(本邦外にある日本船舶にあっては、別表第6に定める額を加算した額となります。)
- ア) 責任トン数確認書 別表第1
 - イ) 総トン数証書 別表第2
 - ウ) 載貨重量トン数証書 別表第3

- エ) 外国船舶トン数証書 別表第4
オ) 運河トン数証書 別表第5
- ⑧申請書様式 : トン数証書等交付申請書(第1号様式)、測度明細書交付申請書(第2号様式)
- ⑨記載要領・記載例 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等(本邦外にある日本船舶については、関東運輸局)にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ①提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等(本邦外にある日本船舶については、関東運輸局)へ提出してください。
- | | |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課 | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 052-952-8021 |
| 近畿運輸局海上安全環境部監理課 | 06-6949-6423 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 | 078-321-7052 |
| 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 082-228-8794 |
| 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 087-802-6825 |
| 九州運輸局海上安全環境部監理課 | 092-472-3173 |
| 沖縄総合事務局運輸部船舶職員課 | 098-866-1838 |
- ②受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等(本邦外にある日本船舶については、関東運輸局)にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ①審査基準 : なし
- ②標準処理期間 : 事案ごとに異なりますので、提出先にお問い合わせください。

別表第1 責任トン数確認書手数料表(第9条関係)

総トン数	手数料の種別	交付	書 換 え			再交付
			全部改測	一部改測	責任トン数の変更以外の変更	
20トン以上	50トン未満	41,000円	41,000円	27,800円	3,500円	3,500円
50トン以上	100トン未満	64,000円	64,000円			
100トン以上	300トン未満	90,800円	90,800円	42,900円		
300トン以上	500トン未満	127,400円	127,400円			
500トン以上	1,000トン未満	163,500円	163,500円	62,000円		
1,000トン以上	2,000トン未満	212,900円	212,900円			
2,000トン以上	3,000トン未満	262,000円	262,000円	68,600円		
3,000トン以上	4,000トン未満	293,700円	293,700円			
4,000トン以上	6,000トン未満	320,000円	320,000円			
6,000トン以上	8,000トン未満	392,600円	392,600円			
8,000トン以上	10,000トン未満	463,400円	463,400円			
10,000トン以上	15,000トン未満	517,800円	517,800円			
15,000トン以上	20,000トン未満	618,500円	618,500円			
20,000トン以上	30,000トン未満	792,800円	792,800円			
30,000トン以上	50,000トン未満	833,300円	833,300円			
50,000トン以上	70,000トン未満	953,000円	953,000円			
70,000トン以上	100,000トン未満	980,200円	980,200円			
100,000トン以上		1,017,100円	1,017,100円			

備考

- 船舶法及び同法に基づく命令の規定による測度(これに相当する処分を含む。)を受けることを要しない船舶であつて、トン数法附則第3条第1項に規定する特定修繕が行われていない現存船については、同法の規定に従い算定される総トン数を基準として手数料を徴収する。
- 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(トン数の改測の場合にあつては、現に船舶国籍証書等に記載されている総トン数)により手数料を徴収する。

別表第2 総トン数証書手数料表(第9条関係)

(1) 総トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

総トン数証書1通につき 7,600 円

(2) 総トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	41,200 円	26,600 円
50トン以上	100トン未満	66,500 円	
100トン以上	300トン未満	96,100 円	43,200 円
300トン以上	500トン未満	136,200 円	
500トン以上	1,000トン未満	176,000 円	64,200 円
1,000トン以上	2,000トン未満	230,500 円	
2,000トン以上	3,000トン未満	284,400 円	71,500 円
3,000トン以上	4,000トン未満	319,300 円	
4,000トン以上	6,000トン未満	348,300 円	
6,000トン以上	8,000トン未満	428,200 円	
8,000トン以上	10,000トン未満	506,100 円	
10,000トン以上	15,000トン未満	566,200 円	
15,000トン以上	20,000トン未満	676,900 円	
20,000トン以上	30,000トン未満	868,800 円	
30,000トン以上	50,000トン未満	913,300 円	109,900 円
50,000トン以上	70,000トン未満	1,045,100 円	
70,000トン以上	100,000トン未満	1,075,000 円	
100,000トン以上		1,115,700 円	

備考

- 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(トン数の改測の場合にあつては、現に総トン数証書に記載されている総トン数)により手数料を徴収する。

別表第3 載貨重量トン数証書手数料表(第9条関係)

(1) 載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

載貨重量トン数証書1通につき 7,600 円

(2) 載貨重量トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数 \ 測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
500トン 未満	139,000 円	50,300 円
500トン 以上 1,000トン 未満	151,600 円	
1,000トン 以上 2,000トン 未満	177,000 円	63,000 円
2,000トン 以上 3,000トン 未満	202,300 円	
3,000トン 以上 5,000トン 未満	227,700 円	75,700 円
5,000トン 以上 7,000トン 未満	253,000 円	
7,000トン 以上 10,000トン 未満	278,200 円	
10,000トン 以上 15,000トン 未満	303,700 円	101,000 円
15,000トン 以上 20,000トン 未満	329,000 円	
20,000トン 以上 30,000トン 未満	354,200 円	
30,000トン 以上 50,000トン 未満	404,700 円	
50,000トン 以上 100,000トン 未満	455,300 円	
100,000トン 以上 200,000トン 未満	505,800 円	
200,000トン 以上	617,200 円	

備考

- 1 満載喫水線下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、載貨重量トン数を定めることができないときは、計画載貨重量トン数(トン数の改測の場合にあつては、現に載貨重量トン数証書に記載されている載貨重量トン数)により手数料を徴収する。

別表第4 外国船舶トン数証書手数料表(第9条関係)

(1) 外国船舶トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

外国船舶トン数証書1通につき 15,000 円

(2) 外国船舶のトン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数 \ 測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
1,000トン 未満	268,400 円	72,000 円
1,000トン 以上 2,000トン 未満	307,000 円	
2,000トン 以上 3,000トン 未満	418,200 円	103,300 円
3,000トン 以上 4,000トン 未満	502,900 円	
4,000トン 以上 6,000トン 未満	614,300 円	
6,000トン 以上 8,000トン 未満	754,800 円	
8,000トン 以上 10,000トン 未満	921,700 円	
10,000トン 以上 15,000トン 未満	1,144,900 円	
15,000トン 以上 20,000トン 未満	1,534,800 円	
20,000トン 以上 30,000トン 未満	2,068,600 円	
30,000トン 以上 50,000トン 未満	2,264,100 円	177,300 円
50,000トン 以上 70,000トン 未満	2,571,800 円	
70,000トン 以上 100,000トン 未満	2,825,700 円	
100,000トン 以上	3,111,100 円	

備考

- 1 測度甲板下全部、上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(トン数の改測の場合にあつては、現に外国船舶トン数証書に記載されている総トン数)により手数料を徴収する。

別表第5 運河トン数証書手数料表(第9条関係)

(1) 運河トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

運河トン数証書1通につき 18,100 円

(2) 運河トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数 \ 測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
1,000トン 未満	294,800 円	79,100 円
1,000トン 以上 2,000トン 未満	337,200 円	
2,000トン 以上 3,000トン 未満	459,400 円	113,500 円
3,000トン 以上 4,000トン 未満	552,500 円	
4,000トン 以上 6,000トン 未満	675,000 円	
6,000トン 以上 8,000トン 未満	829,200 円	
8,000トン 以上 10,000トン 未満	1,012,500 円	
10,000トン 以上 15,000トン 未満	1,257,900 円	
15,000トン 以上 20,000トン 未満	1,686,300 円	
20,000トン 以上 30,000トン 未満	2,272,900 円	
30,000トン 以上 50,000トン 未満	2,487,500 円	
50,000トン 以上 70,000トン 未満	2,825,800 円	
70,000トン 以上 100,000トン 未満	3,104,600 円	
100,000トン 以上	3,418,100 円	

備考

- 1 測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(トン数の改測の場合にあつては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数)により測度手数料を徴収する。

別表第6（第9条関係）

測度の種類 地域	新規測度又は全部改測		一部改測		額類ト に増ン 加す数 えごの たと測 額に度 加の 算種 額類 をを一 基本種
	一種類のトン数を測度する場合	二種類以上のトン数を同時に測度する場合	一種類のトン数を測度する場合	二種類以上のトン数を同時に測度する場合	
	基本額	加算額	基本額	加算額	
北米地域	732,800 円	106,500 円	690,200 円	63,900 円	額類ト に増ン 加す数 えごの たと測 額に度 加の 算種 額類 をを一 基本種
欧州地域	993,500 円	106,500 円	950,900 円	63,900 円	
中近東地域	834,900 円	106,500 円	792,300 円	63,900 円	
アジア地域	489,500 円	85,500 円	455,300 円	51,300 円	
中南米地域	1,073,400 円	77,000 円	1,050,200 円	46,200 円	
大洋州地域	742,400 円	85,500 円	716,600 円	51,300 円	
アフリカ地域	1,221,700 円	77,000 円	1,198,500 円	46,200 円	

備考

この表に定める地域は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第17条各号に定める地域とする。

第1号様式（第3条、第4条及び第5条関係）

トン数証明書 交付書 交換申請書 再交付			
希望するトン数証明書の種類		1. 責任トン数確認書 2. 総トン数証明書 3. 載貨重量トン数証明書 4. 外国船舶トン数証明書 5. 運河トン数証明書	
上欄の4. 又は5. の場合の規則の種類（規則の名称）			
船舶番号		船名	
船籍港又は定係港		総トン数（又は計画総トン数）	トン
申請の事由			
トン数の測度等を受けようとする場所及び期日	場所 期日	年 月 日	
船舶所有者の氏名又は名称			
現有する証明書の番号及び交付年月日	証書番号 交付年月日	年 月 日	
年 月 日 住 所 申請者 氏名又は名称			
地方運輸局長（運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長） あて			

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考1 複数のトン数証明書を取得する場合には、各証明書ごとに申請書を提出すること。

2 総トン数の欄は、載貨重量トン数証明書の場合にあっては載貨重量トン数を、運河トン数証明書の場合にあっては、各運河総トン数を、外国船舶トン数証明書の場合にあっては各トン数規則を適用した総トン数を記載する。

第2号様式（第3条、第4条及び第5条関係）

交 付 測度明細書 書 換 申 請 書 再 交 付 修正交付			
希望するトン数証書の種類	1. 外国船舶トン数証書 2. 運河トン数証書		
規則の種類 (規則の名称)			
船舶番号		船 名	
船籍港又は定係港			
総トン数（又は計画総トン数）	トン		
申請の事由及び通数	通		
船舶所有者の氏名又は名称			
トン数証書の交付年月日	年 月 日		
年 月 日 住 所 申請者 氏名又は名称 地方運輸局長（運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長） あて			

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考1 異なるトン数にかかる測度明細書を取得する場合には、それぞれのトン数の種類ごとに申請書を提出すること。

2 総トン数の欄は、それぞれの規則を適用した総トン数を記載する。

第3号様式（第9条関係）

交 付 トン数証書 書 換 手数料納付書 再 交 付			
トン数証書の種類	1. 責任トン数確認書 2. 総トン数証書 3. 載貨重量トン数証書 4. 外国船舶トン数証書 5. 運河トン数証書		
船 舶 番 号		船 名	
規 則 の 種 類 (規則の名称)			
納 付 金 額	金 _____ 円也		
手 数 料 の 明 細	測 度 手 数 料	円	
	証 書 交 付 手 数 料	円	
総 ト ン 数	トン		
上記の金額の手数料を納付します。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;">収入印紙</div> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所 申請者 氏名又は名称</p> <p style="margin: 10px 0;">地方運輸局長（運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長） あて</p>			

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 備考 1 複数のトン数証書を取得する場合には、各証書ごとに申請書を提出すること。
- 2 総トン数の欄は、載貨重量トン数証書の場合にあっては載貨重量トン数を、運河トン数証書の場合にあっては、各運河総トン数を、外国船舶トン数証書の場合にあっては各トン数規則を適用した総トン数を記載する。

第4号様式（第9条関係）

測度明細書 交付 書 換 手数料納付書 再 交付 修正交付			
希望するトン数証書の種類	1. 外国船舶トン数証書 2. 運河トン数証書		
船舶番号		船名	
規則の種類 (規則の名称)			
明細書通数	通		
納付金額	金 _____ 円也		
総トン数	トン		
上記の金額の手数料を納付します。 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 150px; margin: 0 auto; padding: 5px;"> 収入印紙 </div> 年 月 日 <div style="text-align: center;"> 住 所 申請者 氏名又は名称 </div> 地方運輸局長（運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長） あて			

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考1 異なるトン数にかかる測度明細書を取得する場合には、それぞれのトン数の種類ごとに申請書を提出すること。

2 総トン数の欄は、それぞれの規則を適用した総トン数を記載する。